



佛國陸軍砲兵大佐ポール・ルジヨセフ・マリール外五名
敘勲ノ件外一件
右謹テ裁可ヲ仰ク

大正十二年二月十八日

内閣總理大臣子爵高橋是清



内閣

内閣 外 勲 四二 号

内閣 勲 四三 号



大正十一年二月十八日 内閣書寫

内閣書記

おき へ

大正十一年二月十八日
大正十一年二月十八日

内閣總理大臣了

賞勳局總裁



佛國陸軍砲兵大佐ポール・ジョゼフ・ワリー外五名敘
勲ノ儀調査スルニ右者佛國駐在、我砲兵科將
校工兵科將校及騎兵科將校カ大正九十年中同
國野砲兵第六十一聯隊陸軍工兵學校及陸軍
騎兵實施學校ニ隊附勤務或ハ在學中直
屬上官校長又ハ教官トシテ各其ノ學術科ヲ
終始一貫懇切ニ指導シ調査研究上ニ多大ノ

賞勳局

援助ト便宜トヲ供與シタルノミナラス殊ニ築城
ノ研究ニハ機密書類ノ閱覽ヲ許可シ研究上
多大ノ便宜ヲ與ヘタル等孰モ我軍事上ニ效
セル功績顯著ナリトス依テ外務大臣上奏各頭
書ノ通敘勲被仰出可然哉此段允裁ヲ仰ク

裏面白紙

別記佛國第四十二師團砲兵指揮官野砲兵第六十一聯隊長陸軍砲兵
大佐ポール、ジョゼフ、マリー外五名儀別紙ノ通我國ニ效セル功
績顯著ニ有之候趣ヲ以テ敍勳ノ儀陸軍大臣山梨半造ヨリ申立有之
候間此際右功勞ヲ御表彰被遊各頭書ノ通敍勳被仰出候様仕度此段
謹テ奏ス

大正十一年二月十四日

外務大臣伯爵 内田 康 哉



外務省

佛國第四十二師團砲兵指揮官野砲兵第六十一聯隊長

勳三等瑞寶章

陸軍砲兵大佐

ポール、ジョゼフ、マリ

同

聯隊大隊長

勳四等瑞寶章

同

少佐 ルネ・ジャン、ブウジイ

右佛國第四十二師團砲兵指揮官野砲兵第六十一聯隊長陸軍砲兵大佐ポール、ジョゼフ、マリ外一名儀各肩書ノ職ニ在リ佛國駐在ノ我砲兵將校カ大正九年十二月ヨリ同十年六月ニ至ル間佛國野砲兵第六十一聯隊ニ隊附勤務ヲ命セラルルニ當リソノ直屬上官トシテ多大ノ好意ヲ以テ之ヲ迎ヘ勤務中終始懇切ニ指導シ調査研究上多大ノ援助ト便宜トヲ供與シ右我將校ノ任務達成ヲ容易ナラシメタル功績顯著ナリ

外務省

佛國陸軍工兵學校長

勳四等旭日小綬章 × 陸軍工兵中佐 アンリー、エミル、アレーリイグ ✓

同 校次長

勳四等旭日小綬章 × 同 同 ボール、フェリ、ドルボ！ ✓

右佛國陸軍工兵學校長陸軍工兵中佐アンリー、エミル、アレーリイグ外一名儀各肩書ノ職ニ在リテ我佛國駐在ノ工兵將校カ大正九年四月ヨリ同年十二月ニ至ル間佛國陸軍工兵學校ニ在學ヲ命セラ
ルニ際シ其校長トシテ多大ノ好意ヲ以テ之ヲ迎ヘ在學中常ニ懇切
ニ指導ヲ與ヘ殊ニ築城ノ研究ニ當リテハ機密書類ノ閱覽ヲ許可シ
研究上多大ノ便宜ヲ供與シ右我將校ノ任務達成ヲ容易ナラシメタ
ル功績顯著ナリ

佛國陸軍騎兵實施學校馬術教官

勳五等雙光旭日章 × 陸軍騎兵大尉 アンゼヌ、マリー、ルイ、ブリドウ ✓

同 校 軍事教官

勳五等雙光旭日章 × 同 同 ドウニ、マリー、ジョゼフ、クルーエ、テ、ベルツシユ ✓

右佛國陸軍騎兵實施學校馬術教官陸軍騎兵大尉アンゼヌ、マリー、ルイ、ブリドウ外一名儀各肩書ノ職ニ在リテ佛國駐在ノ我騎兵將校カ大正九年十月ヨリ同十年八月ニ至ル間佛國陸軍騎兵實施學校ニ在學中ソノ教官トシテ直接教育ノ任ニ膺リ馬術並軍事教育ニ關シ終始一貫懇切丁寧ニ指導ヲ與ヘ研究上多大ノ效果ヲ收得スルコトヲ得セシメタル功績顯著ナリ

卜 務 旨

内
務
省
三
八

人普通第五二號

大正十一年二月十四日

外務大臣伯爵 内 田 康

哉

内閣總理大臣子爵 高橋 是清 殿

佛國陸軍砲兵大佐 マリー 外五名 紋勳ノ件

佛國第四十二師團砲兵指揮官野砲兵第六十一聯隊長陸軍砲兵大佐
ポール、ジョゼフ、マリー 外五名 紋勳ノ儀別紙ノ通上奏致候間至
急可然御取計相成度此段申進候也



大正十一年二月十五日

外務省

夕 務 省

- (1) Paul Joseph Marie.
- (2) Rene Jean Baudie.
- (3) Heri Emile Alhellig.
- (4) Paul Felix Dorbeau.
- (5) Eugene Marie Louis Bridoux.
- (6) Denis Marie Joseph Clouet des Pestruches.

右

大正十一年二月十八日 内閣實録

内閣書記官

内閣總理大臣

賞勳局總裁



墺國駐劄西班牙國特命全權公使 マニユエル、アロ
 ン、デ、アビラ 外三名 敘勳、儀調、査スルニ 歐洲
 戰役、際 大正三年八月 在墺、洪國、帝國、大使館、撤
 退後、同國ニ於ケル 帝國、臣民、利益、保護
 ハ 墺、洪國、駐劄、米國、大使、其、任務、膺リ 大正六年
 四月、米、墺、兩國、國交、斷絶、シ、同、大使、引揚、後、墺
 洪國、駐劄、西班牙國、大使、之ニ、代、ルト、ニ、相成、候、處

賞勳局

右、内、マニユエル、アロン、デ、アビラ ハ、當時、大使
 館、參事、官トシテ、大使、ヲ、輔、ケ 大正七年、同、大使
 死亡、後、代理、大使、ヲ、命、セ、レ、次、ニ、墺、國、駐劄、特命
 全權、公使、ニ、陞、任、シ、墺、洪、國、ニ、於ケル、帝國、臣民、利益、保護、ヲ、膺、リ、其、主、務、ヲ、竭、シ
 又、ジ、ョー、セ、マ、リ、ア、デ、サ、ン、ト、ス、シ、ラ ハ、當時、大
 使、館、ニ、等、書、記、官トシテ、大、公、使、ノ、命、ヲ、奉、シ、常、ニ
 在、留、邦、人、ノ、保、護、ニ、帝國、大使、館、所、屬、品、ノ、保、管
 其、他、一、切、ノ、庶、務、ヲ、擔、任、シ、又、ド、ク、ト、ル、ド、ン、ガ、エ、ゴ、
 ラ、ス、ト、ラ、ス ハ、當時、大、公、使、ニ、直、屬、シ、テ、帝國、

利益保護ニ關聯セル出納其他雜務ヲ處理シ
又アントニオ、スケ、イ、スコナ、ハ、大公使ノ訓令ヲ受
ケ、洪牙利ニ於ケル帝國並ニ帝國臣民ノ利益保護
ノ任ニ膺リ、本邦人ノ引揚ニ際シ、懇切ニ旅券本且證等
ニ關スル事務ヲ處理シタル等、孰モ我國ニ效セル功績
顯著ナリトス、依テ外務大臣上奏各頭書ノ通敍
勲被仰出可然哉、此段允裁ヲ仰ク

賞
勲
局

歐洲戰役ノ際大正三年八月在埃洪國帝國大使館撤退後同國ニ於ケル帝國並帝國臣民ノ利益保護ハ埃洪國駐劄米國大使其任務ニ膺リ大正六年四月米埃兩國ノ國交斷絶シ同大使引揚後ハ埃洪國駐劄西班牙國大使之ニ代ルコトニ相成候處別記現任埃國駐劄西班牙國特命全權公使マニユエル、アロンソ、デ、アピラ儀ハ當時大使館參事官トシテ大使ヲ輔ケ大正七年同大使死亡後代理大使ヲ命セラレ次テ埃國駐劄特命全權公使ニ陞任シ埃洪國ニ於ケル帝國並帝國臣民ノ利益保護ノ任ニ膺リ懇篤且周到克ク保護ノ責務ヲ竭シ又公使館參事官ジョーセ、マリア、デ、サントス、

シラ儀ハ當時大使館二等書記官トシテカストロ大使並アピラ公使ノ命ヲ奉シ常ニ在留邦人ノ保護並ニ在埃洪國帝國大使館所屬品ノ保管其他一切ノ庶務ヲ擔任シ又公使館譯官ドクトル、ドン、チエゴ、ラストラス儀ハ當時大使並公使ニ直屬シテ帝國ノ利益保護ニ關聯セル出納其他ノ雜務ヲ銳意處理シ又ブタベスト駐在西班牙國一等領事アントニオ、スケ、イ、スコナ儀ハ埃洪國駐在西班牙國大使ノ訓令ヲ享ケ洪牙利ニ於ケル帝國並帝國臣民ノ利益保護ノ任ニ膺リ本邦人ノ引揚ニ際シ懇切丁寧ニ旅券査證等ニ關スル事務ヲ處理シタル等何レモ其我國ニ效セル功績顯著ニ有之候趣ヲ以テ敍勳ノ儀埃國駐劄特命全權公使本多熊太郎ヨリ申立有之候間此際右功勞ヲ御表彰被遊各頭書ノ通敍勳被仰出

候様仕度此段謹テ奏ス

大正十一年二月十四日

外務大臣伯爵 内田 康 哉



外務省

裏面白紙

109

貴族
勳章

勳一等瑞寶章

埃國駐劄西班牙國特命全權公使

マニユエル、アロンソ、デ、アピラ

勳三等瑞寶章

在ブカレスト西班牙國公使館參事官
當時大使館二等書記官

ジヨージェ、マリア、デ、サントス、シラ

勳五等瑞寶章

在埃國西班牙國公使館譯官

ドクトル、ドン、チエゴ、ラストラス

勳四等瑞寶章

ブタベスト駐在西班牙國一等領事

アントニオ、スケ、イ、スコナ

ト
務
目

裏
面
白
紙

内閣
五九
号

人普通第五三號



大正十一年二月十四日

外務大臣伯爵 内田 康

内閣總理大臣子爵 高橋 是清 殿



埃國駐劄西班牙國公使アピラ外三名敘勳ノ件

埃國駐劄西班牙國特命全權公使マニユエル、アロンソ、デ、アピ
ラ外三名敘勳ノ儀別紙ノ通上奏致候間至急可然御取計相成度此段
申進候也

外務省

大正十一年二月十五日

111

夕 移 省

- (1) Manuel Alonso de Avila.
- (2) José María de Santos Oja.
- (3) Dr. Don Diego Lastres.
- (4) Antonio Suqué y Sucona.